

(質問第七十六号) 昭和二十二年九月三十日配付

外國映画のフィルム輸入に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月二十九日

油井賢太郎

参議院議長 松平恒雄殿

## 外國映画のフィルム輸入に関する質問主意書

海外貿易は久しく杜絶されていたが戦後幾許も立たない内にアメリカの優秀なる映画は、街に村に華やかに上映され之が爲文化の向上高尚なる趣味の涵養、新しいニュース映画に依る世界の動きを目の当りに見る等國民に多大なる貢獻を爲した事は、洵に欣快に堪えない所である。而し此のフィルムの輸入代金は、どうなつて居るのか。貿易廳に質した処無爲替で輸入されて居り、爲替の決済は未だ其の儘となつて居るとの事である。

政府は、このフィルムの上映される事により其の賃貸料又は上映権利料等の円の蓄積はどう処理されるか、國民經濟上にどう影響されて居るか、他の事実について何かかる方法に依り國民生活上寄與される事は出来ぬものか。

政府の所見を承りたい。